○防衛省告示第七十二号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定により、平成二十八年三月十一日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成二十八年三月二十二日

防衛大臣　中谷　元

一　使用する地方防衛局長の名称

沖縄防衛局長

二　使用する土地の所在

沖縄県国頭郡伊江村字西江上具志堅原（一〇九〇番及び一一四三番二）、字西江上カネクラ原（一四九二番及び一五五六番）、字西江上ツブルサ原（一一一四番、一一三〇番及び一三二九番）、字西江上上スメカ原（一三四一番、一三五一番、一三九一番、一四三四番及び一四三九番）、字西江上中スメカ原（二四五一番、二四五二番、二五〇一番、二五〇二番、二五〇四番、二五一三番、二五一四番及び二五二〇番）、字西江上下スメカ原（二五八二番、二五八五番、二五九二番、二五九三番、二五九四番、二五九五番、二六一五番、二六二一番、二六三〇番、二六三一番及び二六三三番）、字西江上カヤ毛原（二七五四番及び二七七九番）、字西江上マジヤ原（二六四二番、二六四五番、二六四七番、二六四八番、二六五一番、二六五八番、二六六一番、二六六四番、二六六五番、二六六七番、二六六九番、二六七〇番、二六七三番、二六七四番、二六七九番、二六八〇番、二六八一番、二六八二番、二六八三番、二六八四番、二六八五番、二六八六番、二六八七番、二六八八番、二六八九番、二六九〇番、二六九一番、二六九二番、二六九三番、二六九四番、二六九五番、二六九九番、二七〇〇番、二七〇一番、二七〇二番、二七〇三番、二七〇四番、二七〇五番、二七〇八番、二七一〇番、二七一四番、二七一五番、二七一六番及び二七三五番）、字西江上親竹原（二二六二番、二三五九番及び二三六〇番）及び字西江前トモリ（一九九七番）

三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所

沖縄県国頭郡伊江村字東江前三八番地　伊江村役場

○防衛省告示第七十三号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定により、平成二十八年三月十一日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成二十八年三月二十二日

防衛大臣　中谷　元

一　使用する地方防衛局長の名称

沖縄防衛局長

二　使用する土地の所在

沖縄県国頭郡恩納村字恩納米島（一四〇一番）及び字恩納目座（一五八八番及び一六〇一番）

沖縄県国頭郡金武町字金武和留美原（五一〇九番）、字金武池久保原（六九八三番及び七〇〇一番）、字金武大盛原（七三八六番及び七四二〇番）、字金武伊保原（七六一八番、七六二四番及び七六五四番）及び字金武平川原（八二八八番一）

三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所

沖縄県国頭郡恩納村字恩納二四五一番地　恩納村役場

沖縄県国頭郡金武町字伊芸七六番地一　沖縄防衛局金武出張所

○防衛省告示第七十四号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定により、平成二十八年三月十一日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成二十八年三月二十二日

防衛大臣　中谷　元

一　使用する地方防衛局長の名称

沖縄防衛局長

二　使用する土地の所在

沖縄県沖縄市字知花曲茶原（二二九一番）

三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所

沖縄県沖縄市仲宗根町三五番一四号　一般社団法人　沖縄市軍用地等地主会

○防衛省告示第七十五号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定により、平成二十八年三月十一日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成二十八年三月二十二日

防衛大臣　中谷　元

一　使用する地方防衛局長の名称

沖縄防衛局長

二　使用する土地の所在

沖縄県沖縄市字大工廻西尻原（六〇三番二）

沖縄県中頭郡読谷村字伊良皆東原（一六一〇番）及び字長田長田原（一六六番）

三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所

沖縄県沖縄市仲宗根町三五番一四号　一般社団法人　沖縄市軍用地等地主会

沖縄県中頭郡読谷村字喜名二二〇七番地一　喜名公民館

○防衛省告示第七十六号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定により、平成二十八年三月十一日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成二十八年三月二十二日

防衛大臣　中谷　元

一　使用する地方防衛局長の名称

沖縄防衛局長

二　使用する土地の所在

沖縄県沖縄市字山内唐道原（六〇番一及び六〇番二）、字山内仲原（一四〇五番一）、字森根角石西原（一九一番）、字森根伊森原（二七二番）、字森根石根原（三五九番、三六一番二、三六二番及び三八五番）、字白川白川原（三八二番一）、字大工廻大工廻原（三二番、三四番及び七一番）、字大工廻儀根原（二五九番、二六二番及び二六八番）及び字大工廻大川原（四二四番）

沖縄県中頭郡嘉手納町字野里村内原（八二番）、字野里南上原（八二九番、九五五番及び九五六番）、字野里前原（一二八九番）、字野里新間原（一四四〇番）及び字東野理原（三五〇番、三五一番及び三八一番）

沖縄県中頭郡北谷町字上勢頭平安山中勢頭原（五一番）